

FAO / WHO 合同食品規格計画 第 27 回栄養・特殊用途食品部会

日時 : 2005 年 11 月 21 日 (月) ~ 11 月 25 日 (金)

場所 : ボン (ドイツ)

仮議題

1 .	議題の採択
2 .	コーデックス総会及び各部会からの付託事項
3 .	栄養強調表示の使用に関するガイドライン：栄養成分表示の条件案 (Part B：食物繊維含有量について (ステップ 7))
4 .	表示を目的とした栄養素参照量の追加及び改訂案についての討議資料
5 .	乳児及び年少幼児用の穀物を主原料とする加工食品の規格改訂案 (ステップ 7)
6 . (a)	乳児用調製粉乳及び特殊医療を目的とした乳児用調製粉乳の規格改訂案 (ステップ 7) Section A: 乳児用調整粉乳の規格改訂案 食品添加物の項目についての作業部会からの提案
(b)	Section B：特殊医療を目的とした乳児用調製粉乳 (ステップ 4)
7 .	乳児及び年少幼児向けの特別用途食品に使用される栄養素配合物の推奨リスト (ステップ 4)
8 .	健康強調表示の科学的根拠についての勧告原案 (ステップ 4)
9 .	栄養・特殊用途食品部会における作業へのリスク分析の適用に関する討議資料
10 .	その他の業務及び今後の作業
11 .	次回の開催日時及び開催地
12 .	報告書の採択

第 27 回栄養・特殊用途食品部会 (CCNFSDU) の主な検討議題

日時 : 2004 年 11 月 21 日 (月) ~ 11 月 25 日 (金)

場所 : ボン (ドイツ)

主要議題の検討内容

議題 3 : 栄養強調表示の使用に関するガイドライン : 栄養成分表示の条件表案 (Part B : 食物繊維含有量について (ステップ 7))

「栄養・健康強調表示の使用に関するガイドライン」において栄養素含有量強調表示が定義されているが、各栄養素について強調表示をするための条件を策定する作業が CCNFSDU に委託された。タンパク質、ビタミン及びミネラルについては既に策定されたが、食物繊維については引き続き検討されている。前々回、我が国は、分析方法として、AOAC 2001.03 を含めること及び強調表示の基準に 100ml 当たりの基準を追加するよう提案した。また、前回、植物由来の物質に限定するのではなく、動物由来物質も含むべきと発言し、その旨確認された。今次部会では、炭水化物の重合度、生理機能の記述等定義を中心に更なる検討が行われる予定である。栄養表示基準等我が国の状況を考慮しつつ、これらの検討に対応したい。

議題 4 : 表示を目的とした栄養素参照量の追加及び改訂案についての討議資料

1988 年に設定された栄養参照値 (NRV) の改訂についての議論である。本改訂の目的は全ての食品に適用する表示目的の参照値を設定することであり、掲載すべき栄養素、性別、年代別に作成すべきとされている。前回年齢のグループ分けについて検討され、6 ヶ月以上のグループを 3 歳までとするか、4 歳までとするかで意見が分かれた。今回南アフリカを座長とする電子ワーキンググループにおいて、改訂 NRV 作成の原則、リストに掲載すべき栄養素、性別、年代、各国の現状等を含めた討議資料が作成されており、それに基づいて議論される予定である。我が国の食事摂取基準等を考慮しつつ、各国の発言に留意し対応したい。

議題 6 : 乳児用調整粉乳及び特殊医療を目的とした乳児用調製粉乳の改訂規格案 (ステップ 7)

乳児用調製粉乳の適用範囲について、第 25 回部会において、健常乳児を対象とするか、乳糖不耐症のような特殊な配慮を必要とする乳児を含めるかについて議論された。その結果、健常乳児に対する調整粉乳を扱うセクション A 及び乳児用特殊医療用調製粉乳を扱うセクション B に分けた規格を作成することとされた。

今回、成分リスト及び品質要件についてはドイツを中心としたワーキンググル

ープが、食品添加物についてはスイスを中心としたワーキンググループが検討し、改訂案を提出した。これらの資料及び各国からのコメントに基づいて討議される予定である。

特別用途食品の規格、我が国で得られた母乳成分のデータ等を考慮し、これらを規格案に反映させる方向で対応したい。

議題 8 : 健康強調表示の科学的根拠についての勧告原案 (ステップ 4)

健康強調表示は、栄養素及びその他の成分と健康状態の関係について述べた表示である。この勧告原案は、食品表示部会 (CCFL) からの要請に応じて作業を開始したものであり、昨年 6 月の第 27 回コーデックス総会において採択された「栄養・健康強調表示の使用に関するガイドライン」に基づく健康強調表示の正当性を評価するための科学的な基準に関する案である。我が国においては、健康強調表示に関わる制度として、保健機能食品制度を施行しているところであることから、我が国の制度との整合性も考慮しつつ、各国の取り組み状況や国際的な動向等に留意し対応したい。

議題 9 : 栄養・特殊用途食品部会の活動に適用されるリスク分析に関する討議資料

各部会において関連する分野に適用するリスク分析の指針を策定すべきとの総会の要請に対応し、CCNFSDUの行う作業にリスク分析をどのように適用すべきであるかを検討するものである。オーストラリアが討議資料を提出しており、この中で、CCNFSDUにおけるリスク分析の対象、用語の定義等を検討材料として提供している。

コーデックスで適用されるリスク分析の作業原則や栄養に関するリスク分析の特殊性を踏まえた内容の文書が策定されるよう対応したい。